

市内人権・男女通信

長崎市人権イメージキャラクター
ヒマワリさん

令和5年度 第1号

市民生活部人権男女共同参画室

★毎年6月1日は人権擁護委員の日です。★

この号の内容

- 1 人権擁護委員の日
- 2 男女共同参画週間
- 3 男女イキイキ企業

みなさんは人権擁護委員をご存じですか？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、地域の皆さんの人権相談や問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

- いじめ、体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 名誉棄損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された

このような相談に応じています。

なんでも相談
してね★



人権擁護委員の日の前後に、全国各地で特設相談所を開設し、人権擁護委員が人権に関する相談に応じたり、啓発活動を実施しています。

常設の相談所は長崎地方法務局内にあり、お電話（095-820-5982）にて相談もできますので、人権侵害で困っている市民の方には、そちらをご案内いただきますようお願いいたします！

★6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です★

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行したことを踏まえて、内閣府は、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」と定めています。男性も女性も、性別にとらわれず、職場や学校、地域等でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが目的です。

今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは『無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。』です。男性あるいは女性はこうあるべきだ、との思い込みは、時に相手を傷つけたり、自分自身の可能性をせばめてしまうこともあります。キャッチフレーズのように、それぞれの個性を尊重し、みんなで「男女共同参画社会」をつくりあげたいですね。



★男女イキイキ企業を募集しています！（6/30（金）〆切）★

当室では、※性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりに取り組み、また実践している市内の事業所を表彰し、その取組みの内容や独自の制度などを広く紹介しています！

具体的には・・・

- 従業員のワーク・ライフ・バランスの推進
- 男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくり
- 女性活躍の推進に向けた積極的な取組

という視点で取り組んでいる事業所が表彰対象となります。

募集要項・応募用紙は、
市HP男女共同参画の
ページをチェック★



行政機関は本事業の対象外ですが、企業や市民の男女共同参画に対する意識の醸成を図るとともに、女性の社会進出を支援するため、各所属の関係者の皆様への標記事業の周知にご協力ください。

6月30日（金）まで募集中です！